

平成29年度江別市公営企業会計決算に基づく

資金不足比率審査意見書

江別市監査委員

30 監 第 33 号  
平成 30 年 8 月 28 日

江別市長 三 好 昇 様

江別市監査委員 中 村 秀 春  
江別市監査委員 鈴 木 真由美

平成 29 年度江別市公営企業会計決算に基づく  
資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 29 年度江別市水道事業会計、江別市下水道事業会計及び江別市病院事業会計の決算に基づく資金不足比率を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

# 平成29年度江別市公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見

## 1 審査の対象

平成29年度江別市水道事業会計決算に基づく資金不足比率

平成29年度江別市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率

平成29年度江別市病院事業会計決算に基づく資金不足比率

## 2 審査の期間

平成30年7月30日から平成30年8月13日まで

## 3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 4 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

### 記

公営企業会計の名称	平成29年度 資金不足比率	平成28年度 資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20%
下水道事業会計	—	—	20%
病院事業会計	4.3%	—	20%

(注) 資金不足比率について、比率が算定されない(資金不足額がない。)場合は、「—」の表示とする。

### (2) 個別意見

水道事業会計及び下水道事業会計においては、資金不足比率が算定されず良好な状態にあると認められるが、病院事業会計においては、経営健全化基準の20%は下回っているものの、資金不足比率が4.3%となった。

これは、平成29年度から引当金等の不良債務算入猶予規定適用がなくなったことにより流動負債が増加した影響もあるが、医業収益及び医業外収益の減少によるところが大きく、今後は経営健全化を喫緊の課題とし、経営改革のための具体的な取り組みを早急に進めていくよう強く要望するものである。